

第2回 設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成23年2月15日 13:00～15:00

場所：豊橋市民センター6階多目的ホール

1. 開 会

【事務局】 お待たせいたしました。定刻の13時となりましたので、ただいまから第2回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催いたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、今日ご来場の皆様に会議の運営につきまして2点ほどお願いを申し上げます。

まず1点目でございますが、報道機関の皆様をお願いでございます。カメラ撮影につきましては、議事の運営上、局長の挨拶までとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。会議中のカメラ撮影はご遠慮いただきたいと思います。

それから2点目でございます。報道機関の皆様、それから一般の傍聴の皆様にご入口で「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の傍聴にあたってのお願い」という紙を配付させていただいております。どうかこの記載に沿って議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、この会の主催者でございます中部地方整備局長の富田英治からご挨拶をさせていただきます。

2. 挨 拶

【中部地方整備局長（富田英治）】 中部地方整備局長の富田でございます。

定例議会を間近に控えた大変お忙しい時期に、第2回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場にご参集いただきましてまことにありがとうございます。

全国で検討対象になっております直轄のダム、水機構のダムが30ございます。そのうち、大体3分の2のダムでこういった検討の場が立ち上がって検証作業が進められているという状況にあるわけでございますが、この設楽ダムにつきましては、先日の1月12日でしたが、この検討の場の構成員になっていただいております関係6市町の首長さん方が当所までわざわざお越しいただきまして、この検討の場を早期に開いて設楽ダムの方向性を早急

に示してほしいという強いご要望をいただいたわけでございます。

私どもといたしましても、多くの水没予定の皆様方の心中、それから治水、利水に期待をしていただいております皆様のお気持ちに十分配慮いたしまして、第2回の検討の場をできるだけ早く開催しようということで努力をして参った次第でございます。

この検討につきましては、計画の前提となっておりますデータについては詳細に点検を行い、それから幅広く治水対策あるいは利水対策を立案するというところになっていくところでございます。

本日は、これらの点検状況、それから設楽ダムを実施しない場合の治水、利水の概略の対策案を提示させていただくわけでございます。今回の検討を進めるに当たりましては、農林水産省の東海農政局さん、そして愛知県さんから資料提供など、いろいろご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと存じます。

構成員の皆様におかれましては、事務局の方から提案をいたしますこの検討内容をよくご検討いただきまして、そして忌憚のないご意見をいただきたいと思います。と存じます。

お忙しいところ、貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございませんが、ぜひともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行は、河川部長の山根尚之が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【進行役（河川部長）】 河川部長の山根でございます。

では、ここから議事の進行をさせていただきますが、お手元に議事次第をお配りしてございます。まず3番目の「検証に係る検討の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。

なお、ご質問につきましては、区切り毎にお伺いいたします。また、最後のほうに時間をとってございますので、最後のほうでもいろいろご質問、ご意見を賜るということを考えております。

では、事務局の方から説明をお願いいたします。

3. 検証に係る検討の進め方について

【事務局】 座ってご説明させていただきます。

配付資料につきましては、資料一覧にあるとおりでございまして、もし過不足等がございましたら、事務局の方へお申し付けいただければお配りさせていただきます。

それでは、資料の中身に入らせていただきます。

まず資料－1「検証に係る検討の進め方について」ということでご説明をさせていただきますと思います。

前回の検討の間でもお示ししましたように、資料-1の赤枠で囲ってある部分について、検討の間で皆様方のご見解をいただくということで考えているのですけれども、今回の検討の間において説明して、皆様方の見解をいただく内容としましては、青く囲ってある部分になります。

まず、今回の検討の間では、青く囲った左の方にある[オ]というところの検証対象ダム事業等の点検ということについてやっていくということであります。設楽ダムの総事業費、工期、堆砂計画、データ等の点検を実施したということで、その報告をさせていただきます。その後、真ん中の[キ]というところでございますが、複数の対策案の立案ということでご説明を差し上げたいと思っております。

設楽ダムにつきましては、洪水調節・新規利水・流水の正常な機能の維持という3つの目的がありまして、右の方にあります[サ]と[シ]、新規利水とか流水の正常な機能の維持という、こういったものを含めた3つの目的別にご説明をしていきたいというふうに考えております。

ポイントとしまして、対策案はまず第1に河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案しております。それから第2としまして、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価の実施要領細目というものがあるのですけれども、これで示されましたさまざまな方策を組み合わせできるだけ幅広く立案をしていくという状況でございます。

今回の検討の間を踏まえて、今後、今回説明した複数の対策案につきましてパブリックコメントというものを実施して、広く皆様方からのご意見をいただく予定としております。

なお、それらの意見、それからこの場でのご意見を取りまとめまして、概略評価という形で目的別に2～5案という対策案に絞っていくという予定で考えております。

以上でございます。

【進行役（河川部長）】 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 本日、新知事の大村知事が初登庁の日ということで、片桐副知事が本来出席すべきところですが、代理で出席させていただいております。

新知事は、これまで選挙戦の中でも何度もおっしゃっておりますので皆さんもご存じだと思いますけれども、幅広くさまざまな意見を聞くというふうに申しております。これから検討が進むことによりまして、いろいろ議事の内容につきましても公表されると思いますが、県民一般の方々にわかりやすく、丁寧にお伝えをしていただきまして、幅広い人々の議論ができるような環境を整えていただきたいと思います。そして一刻も早く結論を出していただけたらありがたいと思っております。

それから、検証の進捗状況とは別でございますけれども、水没で移転を余儀なくされる皆様方が今後安心して生活再建に取り組むことができますよう、用地補償等、生活再建対策の着実な推進につきまして、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

【事務局】 まず、1点目の幅広くさまざまな意見を聞くということでございますが、中間取りまとめにもありますとおり、この検証の主要な段階でまずパブリックコメントをやるということですとか、それから河川法の河川整備計画をつくる時に準ずるような形で、学識者とか関係住民とか、関連団体の方々にも意見を聞くというようなステップを踏むということで今回検証の作業をしているということでございますので、そういったことを踏まえてやらせていただきたいと思います。我々としましても、幅広い方にご理解をいただくような分かりやすい資料というものであるように、説明については努力していきたいと思っております。

2点目につきましては、生活再建ということで着実なというご要望だと思うのですが、我々としましては、検証につきましてはいつまでにということは申し上げられないのですが、国として対応方針ということをしてできるだけ速やかにまとめることができるように、皆様のご協力を得ながら努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【進行役（河川部長）】 ほかにご意見、ご質問等ございますか。

それでは、次に議事の4番目でございます。「事業等の点検について」、事務局から説明をお願いいたします。

4. 事業等の点検（総事業費、工期、堆砂計画、過去の洪水実績）について

【事務局】 それでは、引き続き説明させていただきます。資料－2でございます。「事業等の点検（総事業費、工期、堆砂計画、過去の洪水実績）について」ということでございます。

資料を開いていただきまして、1 ページ目でございます。設楽ダム事業等の点検についてということでご紹介させていただきます。

まず初めに、設楽ダムの検証に係る事業等の点検の考え方ということでご説明いたします。上の四角囲みのところですが、点検の趣旨ということで2つ書いております。

まず1 点目ですが、この点検は今回の検証のプロセスに位置づけられております検証対象ダム事業等の点検の一環として行っているものでございまして、現在保有しております技術情報等の範囲の中で実施し、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するというものでございます。

また、予断を持たずに検証を進めるという観点から、ダム事業の点検、それからほかの治水対策案等のいずれの検討に当たりましても、さらなるコスト縮減とか、工期短縮などの期待的な要素は含まないということで考えております。

なお、検証の結論に沿って、いずれの対策案を実施する場合になったとしても、実際の施工に当たっては、さらなるコスト縮減とか工期短縮に対して最大限の努力をするということ考えているところでございます。

次に、1 番目の総事業費の点検でございます。まず現計画の内容の点検ということで紹介します。平成20年度に基本計画が策定されたわけですが、それ以降、現時点までに得られている用地の調査、それから補償工事に係る調査設計や環境調査等の新たな情報を踏まえまして、平成22年度以降の残事業費について次の観点から算定しているということでございます。

まず1点目が、もう既に実施しているものにつきましては契約実績というものを反映しております。それから、調査・設計の進展によりまして設計の精度が上がった項目については反映しております。あとは物価の変動というものを反映しているという状況でございます。

2 点目でございますが、検証による中断、遅延によるコストを点検するというところでございます。遅延に伴う増分ということで、工事諸費とか水理・水文観測、それから環境モニタリング等の継続調査や借地料等など、年数の経過とともに増額する要素ということで取りまとめております。

2 番目でございます。工期の点検でございます。平成20年10月の基本計画策定以降、現時点までの事業進捗状況等を踏まえまして、さらに検証完了から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されるということを前提に工期を想定しております。

工事の工程につきましては、本体工事に向けた工事用道路改良から先行して着手していきまして、本体工事については必要な工期を確保するということを想定しております。

それから、環境影響評価書に掲げました環境保全措置と配慮事項につきましては、工事等の進捗に合わせて適正に実施できることを想定して入れております。

あとその他でございます。ダム本体、仮設備、そして付替道路等の諸施設につきましては、今後の地質調査とか詳細設計によりまして数量の増減が生ずる可能性があるということ、それから環境影響評価書に掲げました環境保全措置、配慮事項につきましても、今後の調査・設計とかモニタリング等の結果によりまして数量変更の可能性があるということを少しご留意いただきたいと思います。

3 番目でございます。堆砂計画の点検ということで、計画堆砂容量につきましては平成15年までの基礎データを用いて算定しております。この基礎データを直近年の平成21年まで延ばして点検をしたということでございます。

最後 4 番目に、過去の洪水実績データの点検ということで、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目 第 4 再評価の視点(1)に規定されております「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う」ということに基づいて、雨量、それから流量データの点検をやっているということでございます。

それでは、個々に詳しく説明していきたいと思います。2 ページ目でございます。

総事業費の点検ということでございます。まず初めに、囲いが 2 つありますが、左側の囲いのほうを見ていただきたいと思います。

設楽ダムの事業の点検におきまして、平成20年に策定した基本計画の費用というのは平成18年の単価を用いておりますので、現在の平成22年の単価にして点検を実施したという状況でございます。

まず 1 点目といたしましては、工事につきましては進捗しておりませんので、工事費等は物価による増額となっております。

次に 2 点目ですが、測量設計費でございますが、平成22年までの調査・設計の進展に伴って追加の調査・試験・検討が必要になったため、計上しているということでございます。

3 点目といたしまして、設楽ダムにおきましては、平成20年8月に基本計画が策定され、

その後平成21年2月に損失補償基準を妥結しているということで、用地費とか補償費につきましてはその違いを反映したという状況です。

4点目、今度は右の囲いになりますが、事業の検証に伴う要素ということで点検をしています。まず初めに、ダム検証による工事中断に伴う要素というのは、基本的に本体工事が進んでいないということではありません。

次に、一番右の囲いのダム検証により工期が遅延した1年間に伴う要素ということで、水理・水文とか環境モニタリング調査等の継続調査、それから土地の借上料、建物の借上料、人件費等々を算出しているということでございます。

結論といたしまして、点検結果ということで左下のほうに数字が載っておりますけれども、2,070億円という基本計画のときの事業費が約2,094億円ということになっております。

ダム検証に伴う1年当たりの工期延伸費用ということで右下のほうに数字が載っておりますが、1年につき6.1億円かかるということになっております。

では、次に進めさせていただきます。3ページでございます。工期の点検でございます。

本体工事等の工期、工程につきましては、検証完了から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されるということを前提にして、工事用道路の改良工事着手、それから事業完了までの必要な期間というものを示しております。11年ということを示してあります。

工程といたしましては、まず左から見ていただきますと、工事用の道路改良をダムサイトまで約1年間で実施します。それから、本体施工のために河川の流れをバイパスさせる転流工を2年間で実施します。その後にダム本体の基礎掘削を2年間、次にダム本体の堤体工に3年半、バイパスさせた河川を閉塞するのに約半年ということで考えております。

ここまでで関連する管理設備とか用地買収、付替道路を並行して実施していくということになっております。その後、下流の河川の環境を考慮した上で、ダムに水を貯めていく試験湛水に約2年間ということで予定しているという状況でございます。工期については以上です。

次に4ページ目、堆砂計画の点検でございます。設楽ダムの堆砂計画というのは、水文、地形・地質、森林等の特性が類似した近傍のダムの堆砂実績で確率処理を行い、1年間の堆砂量の変動を評価した上で、堆砂容量を決定しているということでございます。

堆砂容量を決定した際の計画比堆砂容量というのは、平成15年までの基礎データを用いて算定しています。今回このデータを平成21年まで延ばして点検をした結果、現計画の堆砂容量の600万 m^3 を上回らないことを確認したという結果になっております。

最後に5ページでございます。過去の洪水実績のデータの点検でございます。豊川の雨量及び流量データの点検ということで、目的としましては、再評価の実施要領細目に基づきまして雨量データ、流量データの点検をやっていくということでございます。

点検の概要といたしまして、昭和30年から平成21年までの雨量とか流量データについて、これらのデータの中に異常値がないか、それから近傍観測所間の雨量データの比較、上下流のピーク流量データの時系列変化等の点検を行っているということであります。

点検の内容としましては、雨量データについては日雨量データと時間雨量データの比較、近傍観測所間の雨量データの比較などをやって、必要に応じて自記紙とか旬表等との照合をやっていく。流量データにつきましても、同じように観測値の異常の有無、それから上下流の時系列変化の状況の確認をやって、必要に応じて自記紙とか旬表等との照合を実施しているという状況になっているところでございます。

事業等の点検につきましては、説明は以上であります。

【進行役（河川部長）】 ただいまの事業等の点検につきまして、ご質問、ご意見等がございますか。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 いまのお話で、点検に伴いまして事業費の増加とか、工期の遅れなども想定されているわけですが、検証作業の完了後におきましては、十分な予算確保はもちろんですが、徹底したコスト削減とか工期短縮を図っていただきまして、事業費あるいは工期ともに計画どおりの完成を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【事務局】 検証の結論に沿って、いずれの対策案を実施する場合においても、我々検討主体としまして、その実際の施工に当たりましては、さらなるコスト縮減とか工期短縮に対して最大限の努力をしてやっていきたいと考えております。

【進行役（河川部長）】 ほかにご意見、ご質問よろしゅうございますか。

それでは、続きまして議事の5番目でございます。「複数の治水対策案の立案について」、具体的な内容の説明に入らせていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

5. 複数の治水対策案の立案について

【事務局】 資料-3を見ていただきたいと思います。「複数の治水対策案の立案について」ということでご説明させていただきたいと思います。

まず1 ページ目でございます。もう皆さんよくご存じだと思いますが、豊川におけます治水対策の現状と課題ということで資料をまとめております。

まず、豊川の治水対策の現状と課題ということですが、たび重なる洪水被害を踏まえまして、豊川放水路の建設など、河川整備が進められてきたところでございます。堤防の整備とか河道内の整備が途上であるということで、大きな洪水が発生しますと広い範囲で洪水氾濫被害が生ずる恐れがあるということでございます。

パワーポイントの左側の図とか右下のほうに書いてありますけれども、豊川の特徴といたしまして、左岸側に上流から^{かなざわ}金沢、^{か も}賀茂、^{げじょう}下条、^{うしかわ}牛川という4つの霞堤と呼ばれる不連続な堤防があるということで、洪水の一部を貯留する機能を有しているものの、その都度、霞堤地区は浸水被害に見舞われるという現況がでございます。

次に2 ページ目でございます。河川整備計画における洪水防御の目標ということでまとめております。上の四角に囲ってあるところを書いてありますけれども、整備計画上の治水の目標につきましては、戦後最大洪水であります昭和44年の洪水が再来した場合の水位を、ほぼ全川で計画高水位という安全な水位以下で流すということを目指しております。

また、先ほど申し上げました霞堤の関係ですけれども、霞堤地区の被害を軽減させるということも目標として考えられておりまして、さらに基本高水相当の洪水に対しても被害の軽減を図るといったようなことも目標にしているところでございます。

次に整備計画の対象期間でございますが、平成13年からおおむね30年間ということで考えておりまして、整備の内容につきましては、設楽ダムの建設、それから河道の改修によりまして水位低下の対策を実施、さらに霞堤につきましては、本川より少し低い暫定堤防という堤防をつくって、霞堤地区の被害の軽減をやっていくというのが河川整備計画の目的となっております。

河道の改修につきましては、豊川の象徴でございます樹木群を大幅に損なうことがないように、低水路の拡幅とか必要最低限の樹木伐採により水位を低下させるような計画としております。

次に3 ページ目でございます。河川整備計画における洪水防御の目標ということで、主に霞堤について詳しくまとめております。先ほども申し上げましたが、豊川には現在、上流側から金沢、賀茂、下条、牛川という4つの霞堤、不連続堤が現存してまして、洪水の一部を貯留するという機能を現段階で持っている状況でございます。

その霞堤地区におきましては、遊水機能によりまして下流の市街地を洪水氾濫から守ると

いった側面がある反面、その都度、浸水被害に見舞われているというような状況がございます。

このために、整備計画では、まず一番下流の牛川霞堤というところを築堤により締め切るという対策を実施するということと、それから設楽ダム建設を実施し、それ以外の3つの霞堤につきましては、暫定堤防という本川の堤防より少し低い堤防を整備しまして、霞堤地区の浸水頻度を現況の3～4年に1回という頻度から、約10年に1回程度というところまで低減をして、浸水被害の軽減を図るということを目指している状況でございます。

次に4ページ目でございます。ここからが治水対策案の検討の基本的な考え方ということで、実際に治水対策を立案していく上での考え方について紹介しております。

まず、先ほど申し上げましたとおり、河川整備計画につきましては、戦後最大流量という大きな流量を設楽ダム、河道の改修、それから霞堤の対策で対処するというところで考えているという状況でございます。治水対策案につきましては、このうち河道改修というものを基本的な治水対策として、これに他の方策を加えて、現存の整備計画と同程度の治水安全度を確保していくということを経済治水の基本的な考え方としております。

次に霞堤地区の関係でございますけれども、①霞堤を存置して活用する案、②遊水地として活用する案、さらに③用地買収とか掘削を行ってさらに積極的に活用していく案という3つの取り扱いということにしておりまして、特に②と③につきましては、霞堤地区を計画遊水地として使っていくということで、家屋は輪中堤もしくはピロティ建築等により防御し、農地につきましては地役権を補償するというところで考えているところでございます。

具体的には、設楽ダムに代わる治水対策案を、再評価実施要領細目で示されております26の方策を組み合わせ、整備計画と同程度の治水安全度を達成するというところで計画をしております。

整備計画と同程度の治水安全度は、先ほども申し上げましたけれども、戦後最大洪水である昭和44年洪水が再来した場合でも、豊川本川を計画高水位という安全な水位以下で流すということ、それからあわせて霞堤地区の浸水被害が整備計画と同程度となることを想定しているということでございます。

なお、治水対策案の立案につきましては、設楽ダムを建設する整備計画案、それからその他、ダムのない案を複数立案することとしております。このため、前回の検討の場でお示した26の方策というものがあるのですが、これから効果の大きいもの、小さいもの、すべてについて概略検討により幅広く組み合わせを検討していくという状況でございます。

ただし一方で、調査研究段階、それから該当する地形がない、治水効果が見込めないといったものについては組み合わせないということで考えております。

なお、26方策の中の土地利用規制とか、水田等の保全、森林の保全、それから洪水の予測・情報の提供等、水害保険等といったような方策につきましては、すべての治水対策案に組み合わせるということで考えております。

次に5ページには、前回の検討の場でもお示ししましたがけれども、26の方策ということで並べております。豊川流域への適用性を検討する上で、白抜きの部分については調査研究中とか、豊川の流域に該当する地形がないということで、今回の組み合わせからは外している案になっています。青色の部分が河川を中心とした対策、それから橙色は流域を中心とした対策ということで、これらの対策を組み合わせる幅広く検討したということでございます。

6ページでございます。これはお手元にA3の大きい資料も用意してございますので、一緒にご覧になっていただきたいと思います。

先ほど申し上げました26方策の豊川流域への適用性を踏まえまして、設楽ダムを建設する河川整備計画以外に、24の治水対策案についてまとめております。河川を中心とした対策、それから流域を中心とした対策をそれぞれ組み合わせまして、整備計画の目標の達成の有無、それから既存の霞堤の取り扱いについてまとめております。

治水対策案の組み合わせにつきましては、施設管理者とか利水関係者、用地買収に係る関係者との事前協議とか調整は行っていないため、概略の検討になっているということをご承知置きいただきたいと思います。各個別の内容については後ほど説明させていただきたいと思っています。

なお、河川でできる限り流す案、それから流域でできるだけ貯留する案ということに大別して整理しているという状況でございます。

それでは、個別の治水対策案について概略説明させていただきたいと思います。8ページでございます。

まず、河川整備計画の中身でございます。設楽ダムと河道掘削、樹木伐採、そして霞堤の存置ということで、3霞堤について存置するという案が基本となる案でございます。先ほど説明したとおり、河川整備計画につきましては、まず設楽ダムを整備する、それから河道の掘削、必要最低限の樹木伐採により水位低下を図っていくということでございます。

それから、上流から金沢、賀茂、下条という3つの霞堤につきまして存置し洪水貯留効果を期待するというので、暫定堤防をつくって浸水被害の軽減を図っていくということにし

ております。先ほども申し上げましたとおり、牛川霞堤につきましては、築堤により締め切るということになっております。

特徴といたしまして、整備計画期間の途中であっても、当然設楽ダムの完成した段階で治水安全度が大幅に向上するということがございます。

また、設楽ダムの建設によりまして、上下流の分断とか貯水池の存在による環境への影響というものが想定されますが、環境影響評価を実施して必要な環境保全措置により回避・低減に務めてきたところでございます。

ここで、総概算コストというものをお示ししております。約1,200億円ということです。工期につきましては、整備計画ができてから10年たっていて、整備計画の目標が30年でございますので、20年ということになります。

ここで言う総概算コストということの補足説明ですが、現時点から完成までに要する費用ということで、設楽ダムの建設費のうちの洪水調節分、それから河道改修に係る費用、その他維持管理に関する費用等を含んでいるということでございます。

なお、ここで言う総概算コストにつきましては、基本的にはダムの残事業と、それから河道改修に係る部分の残事業ということで金額が入っているということで、先ほどお示した2,000億円程度の金額とは中身が違うということを見ていただきたいと思います。

次に9ページ目でございます。ここからがダムがなかった場合の対策案ということでございます。まず、治水対策案1ということでございまして、河道掘削＋4霞堤の存置ということでございます。

これにつきましては、まず整備計画の約5倍の河道掘削を行うということ。それによって河道内の水が流れる断面積を増やすという案になっております。整備計画同様に、平水位以下の河床は掘削しないということで、低水路を広げるように掘削するために、河川敷の公園とか河畔林の伐採というものが伴うということでございます。

なお、整備計画で締め切る予定であった牛川霞堤を、ほかの3霞堤地区と同様に被害軽減対策を実施するというので、これによって牛川の霞堤地区では、整備計画と同等の治水安全度を確保できないという案になっております。各霞堤地区では、その貯留効果を期待するとともに、暫定堤防の設置により、浸水被害を軽減するというところでございます。

総概算コストにつきましては約1,200億円でございます、工期は約30年ということでございます。

次の10ページ、治水対策案2でございまして、河道掘削＋3霞堤存置という案でございま

す。

これにつきましては、先ほどご紹介いたしました治水対策案1での牛川の霞堤の存置を除いた3霞堤において被害軽減対策を実施し、整備計画どおり牛川の霞堤を締め切るという案でございまして、1案と同じようにかなりの量の河道掘削を行うという案になっております。

総概算コストにつきましては約1,200億円、工期は約30年ということでございます。

次に11ページでございます。河道掘削＋遊水地（3霞堤・輪中堤）という案でございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました治水対策案2の河道掘削量を少し減らしまして、霞堤の下条、賀茂、金沢の各霞堤地区を計画遊水地として、整備計画に比べて水位を上昇させて貯留効果を増加させるという案にしております。各霞堤地区を計画遊水地とするために、家屋等は輪中堤で防御しまして、農地等は地役権補償するということでございます。

総概算コストにつきましては約1,400億円、工期は約30年となっております。

次に12ページ目です。河道掘削＋遊水地（3霞堤・宅地のかさ上げ・ピロティ建築等）という案でございます。

河川の対策につきましては先ほど申し上げました治水対策案3と同様でございますが、霞堤の地区の中を輪中堤に代えて、宅地のかさ上げとかピロティ建築等で家屋の浸水被害を軽減するという案になっております。

総概算コストについては約1,300～1,400億円、工期は宅地かさ上げ、ピロティ化の対象者との協議を伴うため不確定でございます。

次に13ページです。治水対策案5、引堤＋3霞堤存置でございます。

堤防を居住地側に移設して、河道内に水が流れる断面積、引堤をすることによって断面積を増やすという案になっております。引堤によりまして、居住地側の家屋約250戸の移転が必要になってくるということと、それから豊川を横断する橋梁が7つあるのですけれども、こういったもののかけ替えが生じてくるという案です。各霞堤地区の取り扱いについては整備計画と同等になっております。

総概算コストにつきましては約1,400～1,500億円、工期は用地買収を伴うため不確定ということでございます。

次に治水対策案6でございます。引堤＋遊水地（3霞堤・輪中堤）という案でございます。

先ほどの5番目の案の河道掘削量を減らしまして、その分の水を各霞堤地区に貯留し、計画的に遊水地化するという案になっております。各霞堤地区の家屋等は輪中堤で防御して、

農地は地役権補償するという案になっております。

総概算コストは1,800～1,900億円、工期は用地補償を伴うため不確定ということでございます。

次に治水対策案7でございます。引堤＋遊水地（3霞堤・宅地のかさ上げ・ピロティ建築等）ということでございます。

治水対策としましては、先ほどの治水対策案6と同じでございまして、輪中堤に代えて宅地のかさ上げ、ピロティ建築等をするものでございます。

総概算コストは1,800～1,900億円、工期は宅地のかさ上げ等対象者との協議を行うため不確定ということでございます。

次に16ページ、治水対策案8でございます。堤防のかさ上げ＋遊水地（3霞堤・輪中堤）というものを組み合わせた案になっております。

堤防のかさ上げによりまして、河道内に水が流れる断面積を増やすという案になっております。かさ上げしますと、河川を流れる水位が上がるということで、先ほどありました下条、賀茂、金沢といった各霞堤地区を計画遊水地化するという案になっております。各霞堤地区の家屋等は輪中堤で守る。それから農地は地役権補償するという案でございます。

また、堤防のかさ上げによりまして、家屋約50戸の移転が必要になってくるとか、2つの橋梁をかけ替えなければいけないというようなことが生じるということでございます。

総概算コストにつきましては1,700～1,800億円、工期は用地買収を伴うため不確定ということでございます。

次に17ページ、治水対策案9でございます。治水対策としましては治水対策案8と同じでございしますが、輪中堤に代えて宅地のかさ上げ、ピロティ建築とする案でございます。

総概算コストは1,700～1,800億円、工期は宅地のかさ上げ等、地元の対象者との協議を伴うため不確定という案でございます。

18ページ、治水対策案10でございます。放水路＋3霞堤存置でございます。

放水路（^{しょうすいろ}捷水路）を金沢、賀茂、下条、牛川といった既存の霞堤地区につけるということで、洪水の一部を分流させるという案になっております。霞堤地区が捷水路で分断されるので、捷水路を横断する橋梁を設置していくということでございます。

各霞堤地区の取り扱いは整備計画と同等でございまして、総概算コストは1,700～1,800億円、工期は用地買収を伴うため不確定ということでございます。

次に19ページの治水対策案11でございます。雨水貯留施設＋3霞堤存置ということです。

この案ですけれども、流域内の公園や校庭に雨水貯留施設を設置することによって、河道のピーク流量を低減するということがあるので、雨水貯留施設を設置する案ということでございます。ただし、雨水貯留施設だけでは大きな効果は見込めないということで、河道掘削案、河道を非常に掘る案ということで、治水対策案1と同程度の河道掘削、樹木伐採が必要になってくるということでございます。

各霞堤地区の取り扱いにつきましては整備計画と同じで、総概算コストにつきましては約1,300～1,400億円、工期は学校とか市町等との協議を伴うということで不確定ということでございます。

20ページ、治水対策案12です。治水対策案11の雨水貯留施設に代えて、今度は雨水浸透施設というものを設置する案になっております。

これにつきましても同様に、単独では多くの効果が得られないということで、河道改修を行う必要があるということでございます。

総概算コストについては1,200～1,300億円、工期は市町とか学校との協議を伴うということで不確定ということでございます。

21ページ、治水対策案13でございます。流域内の水田と、それから3霞堤存置という案になっております。

水田において畦畔^{けいはん}のかさ上げを行いまして、雨水を一時的に貯留させるという案になっております。ただし、水田の保全だけでは大きな効果は見込めないということで、河道をたくさん掘らなければいけないということでございます。

総概算コストは約1,200～1,300億円、工期は地役権者との協議を伴うため不確定ということでございます。

22ページ、治水対策案14でございます。こちらにつきましては、11番目の雨水貯留と12番目の雨水浸透を組み合わせた案ということになっております。ただし、大きな効果は見込めないということで、河道改修を伴います。

概算総コストは1,400～1,500億円、工期は学校等との協議を伴うため不確定ということでございます。

次に23ページ、治水対策案15でございます。治水対策案14にさらに治水対策案13の水田の保全を組み合わせた案です。こちらでも大きな効果は見込めないということで河道改修が必要になってくるということです。

概算総コストは1,500～1,600億円で、工期は不確定ということでございます。

24ページの治水対策案16でございます。既存のダムということで宇連ダム、大島ダムをかさ上げして河道の流量を低減させる案になっております。この案につきましては、各霞堤地区の取り扱いは整備計画と同等ということでございます。

概算総コストは1,700～1,800億円、工期は施設管理者等との調整を伴うため不確定ということでございます。

次に25ページ、治水対策案17でございます。治水対策案16の案に加えまして、下条、賀茂、金沢の各霞堤地区を計画遊水地とする案になっています。

先ほども申しましたが、各霞堤地区の家屋等は輪中堤で防御して、農地は地役権補償するということで、概算総コストは2,100～2,200億円、工期は施設管理者等との協議を伴うため不確定ということになっております。

次に26ページ、治水対策案18でございます。こちらにつきましては、治水対策案17案と同じですけれども、輪中堤に代えて宅地のかさ上げとピロティ建築をするというものでございます。

総概算コストは約2,200～2,300億円、工期は施設管理者とかかさ上げ・ピロティ化の対象者との協議を伴うため不確定になっております。

次に27ページ、治水対策案19でございます。これは、既存のダムのかさ上げと引堤を組み合わせた案になります。各霞堤地区の取り扱いについては整備計画と同じでございます。

総概算コストは約2,300～2,400億円、工期は用地買収等を伴うため不確定ということになっています。

28ページ、治水対策案20でございます。今度は既存のダムのかさ上げと堤防のかさ上げを組み合わせた案になります。堤防をかさ上げしますので、各霞堤地区というのは計画遊水地化しまして、家屋等は輪中堤で守る。それから農地は地役権補償するという中身になっております。

総概算コストは2,400～2,500億円、工期については不確定となっております。

次に29ページの治水対策案21でございます。これは治水対策案20とほぼ同等ですけれども、輪中堤に代えて宅地のかさ上げ・ピロティ建築をやるという案になっております。

総概算コストは2,400～2,500億円、工期は用地買収、それから施設管理者等との調整を伴うため不確定ということでございます。

次に30ページの治水対策案22でございます。これは過去に締め切った霞堤を再度活用するということで、図の中の赤いところで書いてありますが、豊川右岸の東上^{とうじょう}地区を遊水地と

して整備する案になっています。

貯留容量を最大とするために、用地買収をやって約600万 m^3 の掘削を実施するということがございます。下条、賀茂、金沢の各霞堤地区の取り扱いは整備計画と同じになっております。用地買収とか家屋の約90戸の移転を伴うこととか、国道151号の付け替えが必要になってくるという案になっております。

総概算コストは1,500～1,600億円ということで、工期は用地買収等を伴うため不確定ということでございます。

次に治水対策案23でございます。既存の金沢、賀茂、下条の3つの霞堤につきまして、霞堤の開口部を最も効率的な場所である遊水地上流端に変更して、洪水調節効果を向上させた遊水地として整備する案になっております。

各霞堤の家屋につきましては輪中堤で守る。それから農地は地役権補償するということがございます。

総概算コストは1,500～1,600億円、工期は用地買収を伴うため不確定ということでございます。

最後に治水対策案24でございます。基本的には治水対策案23の案と同じですけれども、輪中堤に代えて宅地のかさ上げ・ピロティ建築をやるという案になっております。

総概算コストは1,500～1,600億円、工期については対象者との協議を伴うため不確定ということでございます。

以上、中間取りまとめにおきまして示されました26の方策を組み合わせ、できる限り幅広く立案したという結果になっております。

次に33ページを見ていただきたいと思います。これは前回の検討の場でもお示ししましたがけれども、評価軸と評価の考え方ということで、洪水調節の例として挙げております。ただいまご説明いたしました複数の治水対策案につきまして、今後、安全度、コスト、それから実現性など7項目について評価を実施していくということでございます。

34ページを見ていただきたいのですが、これも中間取りまとめによって示されたフローですけれども、概略評価による治水対策案の抽出の考え方ということで紹介させていただきます。

今回、24の治水対策案というものを立案しているということでございますけれども、今後、先ほどの評価軸というのをを用いまして概略的に評価を行って、例えば明らかに不適当と考えられる案を除くというようなこととか、同類の治水対策案の中から最も妥当な案を抽出する

というようなことによって、2～5案を抽出していくというステップが今後必要になってくるということでございます。概略評価によって抽出した治水対策案につきましては、今度は詳細な検討に入っていくということで、先ほど前のページでお示ししました評価軸ごとに総合的な評価を実施するというところでございます。

以上で、複数の治水対策案について説明を終わらせていただきます。

【進行役（河川部長）】 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

【田原市長（鈴木克幸）】 ちょっと基本的なことですけれども、24案でたくさんですけども、まずはいろいろな組み合わせの中で考えられる案をこれで24案整理されているのですね。そこから33ページにある評価軸と評価の考え方について、評価軸ごとにこの24案を検証して、それを2～5案に絞っていくという、これからの作業があるわけですね。だから、24案というのは中間報告のいろいろな要素の組み合わせを示したと、考えられることを整理した。そこから評価軸と評価の考え方に基づいて絞り込んで2～5案をもっと詳細に検証していくと、そういう段取りになるわけですね。

そうなりますと、いまのパブリックコメント、まだ後であるかもしれませんが、この絞り込みの方法、24案をこの評価軸と評価の考え方に基づいて絞り込む作業というのは、事務局、整備局の方でやっていただくわけですか。

【事務局】 そうでございます、まさにご指摘いただいたとおりの手順でやっていくところですけども、この検討の場でいただいたご意見ですとか、それから今後やっていきますパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、2～5案に絞り込んでいくということで、検討した後に絞り込んでいって、また検討の場でご説明させていただくというような形で進めてまいります。

【田原市長（鈴木克幸）】 そうしますと、24案に対しては意見といっても非常に意見を出しづらいといえますか、もうちょっと整理する必要があると思うのですが、パブリックコメントもこの24案を示されるわけですか。

【事務局（河川計画課長）】 そうでございます。

【田原市長（鈴木克幸）】 そうしますと、24案の組み合わせの中で、要は逆に、私どもがパブリックコメントに参加しようと思うときになかなか出しづらい面があるのではないかなという感じがするのですけれども、これはアトランダムにこういった24案あったと。そうしますと、そのパブリックコメントというのは評価軸と評価の考え方についても当然意見を言っていけばいいわけですね。パブリックコメントの中身というのは、24案あって、評価軸と

評価の考え方があって、これに基づいて2～5案に絞り込んで、それから詳細な検討をしますよと、これについて中身も含めて、手順も含めてバブコメという考え方でよろしいわけですね。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

【田原市長（鈴木克幸）】 その辺のところを明確に言っていただかないと、またこういう形でパブリックコメントと言ってもなかなか焦点が絞れませんので、そこら辺はパブリックコメントをやる場合には、やはりそういったいま私が申し上げた考えでよければ、わかりやすく説明して広く意見を聞いていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【進行役（河川部長）】 後ほど、パブリックコメントの様式につきましても事務局からご説明させていただきます。そのとき、またお気づきの点がございましたら、ご意見を賜りたいと思います。

ほかにご意見ありますか。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 この中で絞り込みに際しまして考慮いただきたい点が少しありますので、お願いをしたいと思います。

今かなりたくさんの対策案をお示しいただいたわけですが、この複数の対策案の中には、生活環境の変化ですとか、あの地域はかなりの優良農地があるわけでございまして、その潰廃なんかもございまして、住環境におきます大きな影響というのがあるのではないかと考えております。ですから、そうしたことを十分考慮していただいて、評価をお願いしたいということが1点ございます。

それから、この案の中には、河道掘削、それから樹木群の伐採というような案もございしますが、豊川水系河川整備計画の中では、その豊川の特徴であります河道内の樹木群の保全というようなこともうたわれておりまして、河川環境の整備ということに対しましては、十分な保全が目標となっております。こうしたことも十分踏まえた抽出をお願いしたいということを考えております。

それから、1点ご質問ということになりますけれども、治水対策案の中で河道掘削がございまして、最大でいいますと180万 m^3 ほどの掘削をするということになっておりますが、これは膨大な量だと思います。今回のこの事業算定に当たりまして、掘削土の処理をどのようにしていくのかという点をちょっと教えていただきたいと思います。

【事務局】 まず1点目でございますが、生活環境等の変化ですとか、優良農地の潰廃、地

域を取り巻く住民環境に大きな影響を与える恐れがあるような代替案については十分に踏まえた評価ということでございますので、今後絞り込むタイミングでしっかりと配慮して検討してまいりたいと思っております。

先ほどご指摘がございました河川環境の整備と保全の目標の関係で、確かに河道掘削を大幅に行う案につきましては、樹木群を整備計画に比べてかなり伐採していくという案になっております。そういった部分につきましても、樹木群の保全という観点で十分考慮した検討ということを考えていきたいと思っております。

最後の掘削土の関係ですけれども、基本的には近隣の残土の受け入れ地で処分するということを想定して金額を見積もっているのですけれども、実際、概略検討でございまして、詳細に検討していく中で、例えば残土処理地がもう少し遠くなったりとかすると、当然工事費とか工期に影響してくるところがございまして、今後精査していく中でそういったところもしっかり見ながらやっていきたいと考えております。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 もう1点、すみません。

それで、先ほども申されましたように、2～5案に抽出されていくわけですが、その中で精度を高めていっていただくというお話もありました。それで、特にダムを中止することに伴いまして発生してきますコスト、そういったものをその対策案の中に事業費として加えていただくような評価をぜひともしていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

【事務局】 今お示ししております総概算コスト、こちらの中にダム事業中止に伴う発生コストというものを見込んでおりますが、これも概略検討の段階でございまして、当然今後事業費を2～5案に絞っていく中で精査していく、総コストを精査していく中で、適切なものを適切に見込んでいきたいというように考えております。

【進行役（河川部長）】 ほかにご意見ないですか。

【豊橋市副市長（野崎智文）】 豊橋市でございます。きょうは副市長の野崎がまいっております。

予断を持たずに大変たくさんの方案をご検討いただいて、お示しいただいたということですが「予断を持たずに」ということは、逆にすごくドライといえますか、冷静に選ばれたんだなという感を受けます。

例えば霞堤の地域につきましては、洪水を貯留する機能を有している。機能というところすごくドライな感じを受けます。その霞堤の中に長年にわたって生活を営んでいる、耕作を営んで

いる人がいる。例えばその霞堤を締め切るという前提で堤防用地を提供、協力してきた地域もごございます。しかしながら、こうした霞堤をすべて開けたままにして、4霞堤をそのまま開けるという、治水対策案1では河川整備計画と同程度の安全度を確保できないと書いてあります。

地域によっては、下流の浸水を守るということもあると思いますが、現実、浸水でたいへん悩んでいる霞地区の方々もいらっしゃいます。例えばピロティ建築にすれば浸からないだとか、輪中にすればそこは大丈夫だと言ったとしても、浸かっている間に地域間が分断されます。また、ピロティ建築は高齢者にとって暮らしにくい家というふうになる場合もごございます。

機能論として予断を持たず、まず俎上に上げたものなのかもしれませんが、やはりその地域で暮らしている方もいるという中で、今後選定をするに当たって、この事業に携わってきた皆さんはよくご存知だと思いたいますが、これらを踏まえていただければというのが地域の気持ちでございます。

【事務局】 貴重なご意見をありがとうございます。

今後、対策案を絞り込んでいく中で、そういった地域の皆様方の声もご参考にさせていただきながらしっかりと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【進行役（河川部長）】 評価軸の中で地域社会への影響という項目もごございますので、そういった中でしっかりと地域の言葉を受けとめながらやっていくということでございます。

ほかにご意見はございますか。

【田原市長（鈴木克幸）】 その件で、やはりこういうパブリックコメントを出すときに、この案が出たときに、いま豊橋市さんが言われたように、住んでいる方々の気持ちですよね。机上で、ただ組み合わせでこうですよという、そのときのパブリックコメントのやり方で相当配慮していただかないと、やはりそこに住んでいる方々の気持ちというのは、非常に不安感とか、また社会的な安全度という評価があるものの、やはり上手にその辺を表現しないと、逆に大きな問題になるんじゃないかなという心配がありますので、その辺のご配慮をお願いしたいと思います。

【事務局】 パブリックコメントをやる際には、そういったことも配慮させていただきながら実施させていただきたいと思いたいます。ありがとうございます。

【進行役（河川部長）】 ほかにご意見ございますか。

【設楽町長（横山光明）】 24案ですか、こうやっていろいろ対策案を出していただいているわけですが、いま説明していただいた中でちょっと教えてもらいたい部分があるのですが、総事業費の概算コストということで最初に説明していただいたときに、私もちょっと理解ができていないということで申しわけないが、もう一度そこを、例えば計画として最初は約1,200億円という中で、2,070億円との違いというのは残事業として考えているという説明であったかということ、その取り方。

それから、以下の事業費が1,200～1,800億円とか、二千某まであるのですが、こうしたところの概算コストの取り方というのが、どの程度の精度によって概算というふうに積み上げてみえるのか。実際に建設という段階にいったときに、そういった裏付けがどういう考え方からされてきたのかということ。

もう1点は、このいろいろな対策案をどの方法にしても進めていく中で、事業としての効果が時間的にいつを年次目標として、要はここで生活している人たちの一番求めている安全ですとか安心とか、そういう生活に必要な施設であるというのがための、治水も利水も含めてですが、特にこういう治水でもって進めていく場合に、その事業効果としてあらわれるのをいつ目標としてみえるのか。すべてこの対策案は工期が不確定だという、ではいつを目標に今後進めていく計画なのか、もう永久的にいつかわからないけれども、こつこつとやるのですわと、こういう計画でやられるのか、そういったことも含めてパブリックコメント等で意見を求めるのか、そういったことをちょっとお伺いしたいと思います。

【事務局】 まず1点目の件ですけれども、少し説明足らずで申しわけございませんでした。

まず、ここで書かれております河川整備計画の1,200億円という金額について補足説明させていただきますと、設楽ダムの残事業の治水に該当する分の金額、それとあと整備計画を行うに当たっての河道改修等の金額というものが含まれているのがこの金額になっていて、そういうことで1,200億円となっております。

それ以外の、先ほどご指摘のありました、ほかの金額はどうやっているのかということもありましたけれども、これにつきましては、基本的に現状から整備計画の目標に至るまでに必要となってくる洪水調節施設、それから河道改修に係る費用、その他の維持管理に関する費用というものを概略で見込んでいくということでございます。

それから工期につきましては、おっしゃられるとおり、効果の発現というのは対策案毎にそれぞれ違ってきておりまして、実際に現段階では不確定ということで書いてはおりますけれども、今後絞り込んでいく中で、当然その効果の発現についても評価の対象ということで、

今後の絞り込みの中でそういった要素もしっかりと配慮して絞り込んでいくということを考えております。

【進行役（河川部長）】 33ページの評価軸と評価の考え方で先ほど事務局が説明いたしましたが、例えばその工期不明というのは、実現性というところで、例えば土地所有者等の協力の見通しとか、その他の関係者等との調整の見通しとか、いろいろ項目が一番大事なところだと思います。今回の作業は、こういったところまでの詳細な検討まで至らない中での概略の比較案ということで、二十数案を組み合わせでご提示しているということでございます。これはこの場で頂いたご意見やパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、次回までにこの評価軸の各項目をできるだけ細かく検討可能な範囲内で検討して、2～5案程度に絞り込んでいくという中で、よりその検討の精度を高めるということになろうかと思います。

設楽町さんがおっしゃられたように、工期が不明というのは、今回こういう概略の検討ということですのでこういう表現になっておりますが、次回絞り込んでいく中では、その中でもやはり工期不確定ということになる案も出てくるかと思いますが、評価軸の各項目に従ってできるだけ検討を進めたいと思います。

ほかにご質問ございますか。

【豊川市長（山脇 実）】 いままでお話が出ました遊水地の案がたくさんございますけれども、先ほどもありましたように、これは本当に優良な農地でございまして、その地域の地権者の方の理解が得られるかどうか、大変難しい話ではないかというふうに思います。

ですから、この遊水地という案では、いま時期も30年というようなことも言われておりますけれども、とてもその時期も難しいというような感じがいたします。ダムですと20年ということでもう決まっているわけでございまして、その辺からもこの遊水地の関係では大変難しいではないかというふうに思います。

それと、各支流といいますか、豊川へ流れる小さな川がたくさんございますけれども、その辺の能力が十分でないということで排水がなかなかできないといいますか、いままでも数多くの浸水被害が発生しているところでございまして、その辺がきちんとした案が示されないと、そういう面からも小さな支流対策も必要ではないかというふうに思うところであります。以上であります。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

1点目の遊水地の関係ですけれども、こちらにつきましては、ご指摘のとおり実現性について、確かに優良農地があるということで地元との協議等がかなり難しいのではないかと

うことで、こういったことについても絞り込む際には参考にしていきたいと思っております。

もう一つの支川の関係ですけれども、例えば治水対策案で堤防のかさ上げをする案ですが、本川の水位が高くなりますので、そこに合流している支川の内水氾濫というのは大きくなっていくということもございますので、そういったところも考慮しながら、今後の評価をやっていききたいと考えている次第でございます。

【進行役（河川部長）】 まだご意見あるかと思いますが、次に利水の観点からの説明も予定してございますので、こちらの説明をさせていただいて、また後ほど全体のご質問をいただければと思います。

議題の6番目でございますが、「必要量（新規利水）の算出の確認及び河川整備計画（流水の正常な機能の維持）の目標について」、事務局から説明をお願いいたします。

6. 必要量（新規利水）の算出の確認及び河川整備計画（流水の正常な機能の維持）の目標について

【事務局】 座って説明させていただきます。

「必要量（新規利水）の算出の確認及び河川整備計画（流水の正常な機能の維持）の目標について」、説明させていただきます。

まず、愛知県さんよりいただきました新規利水の必要な開発量について、ダム事業の検証に関する再評価実施要領細目の新規利水の観点からの検討の進め方に記載してあるとおり、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているかどうかを確認することになっております。

当方で点検・確認を行った結果等について説明させていただきます。

検証に係る新規利水代替案検討の進め方についてでございます。赤枠で囲ってあるところにつきましては、必要な開発水量の算出が妥当に行われているかどうかを確認することとなっております。

新規利水の必要水量のもととなる水需給計画は、豊川水系における水資源開発基本計画の第2次計画、これはいわゆる豊川フルプランということになります。豊川フルプランの経緯をご説明しますと、平成2年2月に豊川がフルプラン水系に指定され、その後同年5月に計画決定がなされ、平成18年の全部変更を経て、平成20年に一部変更がなされております。豊川フルプランの概要は記載のとおりでございます。

これらの供給目標を達成するためには、設楽ダム建設事業と豊川用水の新規事業が必要と

なっております。

水道用水の必要水量の点検・確認でございます。水道用水の必要水量を算出するためには、4 ページ目に記載されている①から⑨の基本的事項がどのように算出されているかを把握し、確認する必要があります。この項目の算出方法について確認した結果を次のページに記載してございます。5 ページでございます。

愛知県さんよりご回答いただいた公文書より該当する場所を抜粋してございます。赤で囲まれた部分が水道用水に必要な開発量で $0.179\text{m}^3/\text{sec}$ となっております。

頂いた資料をもとに確認した結果、公的な統計データが用いられていること、一般的な統計学的手法である回帰式等が用いられていること、その手法は指針等に沿った手法であることが確認できました。

詳細な確認結果につきましては、次のページに示してございますが、時間の関係上割愛させていただきます。

続いて7 ページをお願いいたします。かんがいの必要水量の点検・確認でございます。かんがいの必要水量を算出するためには、こちらに記載されている①から⑧の基本的事項がどのように算出されているかを把握し、確認する必要があります。

この項目の算出方法について確認した結果は次の8 ページに示してあります。これも先ほどご説明させていただきましたように、愛知県さんよりご回答いただいた公文書より該当する箇所を抜粋してございます。

赤で囲まれた部分がかんがいに必要な開発量で $0.339\text{m}^3/\text{sec}$ になっております。

また、農業用水の需要想定は農林水産省さんが算定していると愛知県さんから伺いましたので、かんがいに必要な開発量の資料は農林水産省さんから入手しました。

頂いた資料をもとに確認した結果、実績データ等に基づいていること、一般的な手法が用いられていること、その手法は基準等に沿った手法であることが確認できました。

詳細な確認結果につきましては、9 ページに示しておりますが、時間の関係で割愛させていただきます。

続いて、河川整備計画（流水の正常な機能の維持）の目標でございます。

11 ページでございます。豊川の水利用は昔から東三河地域や静岡県湖西地域まで利用されており、供給区域は流域範囲よりも大きく、広範囲となっております。

12 ページでございます。この地域は特に営農が盛んであり、農業生産額は全国でもトップレベルでございます。そのため、渇水時には水不足で農業収益に大きな影響を与えてきまし

た。

13ページをお願いいたします。豊川水系における水利用の現状及び課題についてでございます。過去も取水制限が頻発していることや、河川水の低下により一部瀬切れが生じたり、アユの大量斃死^{へいし}、地下水障害も発生しております。このような河川環境を改善する必要があります。

14ページをお願いいたします。河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標でございます。河川整備計画では牟呂松原頭首工直下流地点で $5\text{ m}^3/\text{sec}$ 、大野頭首工直下流地点で $1.3\text{ m}^3/\text{sec}$ 、寒狭川頭首工直下流地点で $3.3\text{ m}^3/\text{sec}$ を確保するという目標を掲げております。

15ページをお願いいたします。河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標で、牟呂松原頭首工直下流地点でございます。これは河川整備基本方針時に流水の正常な機能の維持に必要な流量を検討しており、①動植物・漁業、②景観、③流水の清潔の保持などの項目別に必要な流量を算出して維持流量を設定してございます。

豊川の場合は、①の動植物・漁業、②の景観で必要な維持流量を牟呂松原頭首工直下流地点にスライドしますと、おおむね $5\text{ m}^3/\text{sec}$ が必要となっております。これがいわゆる流水の正常な機能の維持に必要な流量となっております。

16ページをお願いいたします。これは大野頭首工直下流地点、寒狭川頭首工直下流地点の目標でございます。先ほどの牟呂松原頭首工と同様に、大野頭首工の直下流地点、寒狭川頭首工の直下流地点においても維持流量の検討を行っております。

両地点とも、動植物の保護・漁業への影響等より決まっております、大野頭首工直下流地点で $1.3\text{ m}^3/\text{sec}$ 、寒狭川頭首工直下流地点で $3.3\text{ m}^3/\text{sec}$ というのを設定しております。

17ページをお願いいたします。河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標（河川環境の保全に対する効果）でございます。いままで大野頭首工の直下流におきましては、1年間のうち2分の1から3分の1は瀬切れが生じておりました。将来、河川整備計画の目標が達成されますと、通年の流量が確保されることが可能となります。

18ページをお願いいたします。取水制限の緩和に対する効果でございます。取水制限の緩和に対する効果ですが、ほぼ毎年行われている取水制限が不特定容量確保を行うことによりまして、既得用水の安定化が図られます。

以上でございます。

【進行役（河川部長）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

それでは、7番目の議題でございます。「複数の利水及び流水の正常な機能の維持対策案の立案について」、事務局から説明をお願いいたします。

7. 複数の利水及び流水の正常な機能の維持対策案の立案について

【事務局】 それでは、「複数の利水及び流水の正常な機能の維持対策案の立案について」、説明させていただきます。資料－5でございます。

1ページ目でございます。まず初めに、現在の検討の段階の説明をさせていただきます。

新規利水の観点からの検討につきましては、このフローにございますように、赤枠で囲った代替案の検討要請について愛知県さんへ要請を実施しております。愛知県さんからは代替案の検討は行わない旨の回答をいただきましたので、青枠で囲ったところでございますが、検討主体による対策案の検討を実施しております。

その検討内容につきましてご説明させていただきます。2ページ目でございます。新規利水及び流水の正常な機能の維持に対する対策案検討の基本的な考え方でございます。

まず1つ目ですが、今回検討する対策案は再評価実施要領細目で示された13の方策から、豊川に適用可能な方策を抽出し、抽出した方策に対して単独の案、または複合の案を立案することとします。立案する対策案は、流水の正常な機能の維持につきましては、河川整備計画の目標を確保できる対策案、新規利水につきましては、愛知県さんへ確認した開発量を確保できる対策案を検討します。

また、新規利水の対策案と流水の正常な機能の維持の対策案は別々に検討し、立案しております。

なお、再評価実施要領細目で示された13の方策のうち、水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、要領の中にも記載があるとおおり、効果を定量的に見込むことは困難ですが、現在も実施されている方策であるため除外することができないことから、すべての複合案の対象としております。

また、検討の前提条件としまして、対策案を立案するに当たりましては、既存の水利使用規則などの水利用ルールについては、基本的には変えないということで検討しております。

3ページ目をお願いいたします。この表は、利水対策案におけるダムを含めた14方策について、豊川流域への適用性を記載した表でございます。青や赤で着色してある部分が今回の検討において採用した方策でございます。

なお、着色されていない他用途ダム容量の買い上げについては、対象となる施設がないこ

と、ダム使用権等の振替については、水利権が発生していないダム使用権等がないことから、今回の検討では対象としておりません。

4 ページをお願いいたします。利水対策案選定の一覧表でございます。A 3 の大きな図面を見ていただけたらよろしいかと思います。

豊川流域の適用性を踏まえ作成した、今回提出させていただく利水対策案の一覧表でございます。一覧表につきましては、下の注釈にもございますように、検証主体が独自に検討したものであり、機械的に組み合わせたものであるということをご了承いただきたいと思います。

なお、天竜川、矢作川の水系間導水、地下水取水、既得水利の合理化・転用につきましては、代替案としての効果が関係者との調整状況により大きく変化し、不確定要素が多いことから複合案の対象としておりません。

5 ページをお願いいたします。次に流水の正常な機能の維持の対策案におけるダムを含めた14方策について、豊川流域への適用性を記載した表でございます。先ほど説明した利水と同様、着色してある部分が今回の検討において採用した方策でございます。着色されていない部分は、今回の検討の対象としてございません。

なお、海水の淡水化の方策につきましては、河川環境を改善するには、補給の対象地点上流まで水を持っていく必要があります、送水距離や建設、送水コストを考慮すると現実的ではないという考え方から、流水の正常な機能の維持対策としては検討の対象としてございません。

次に6 ページをお願いいたします。流水の正常な機能の維持対策案選定の一覧表でございます。流水の正常な機能の維持についても、利水と同様に検証主体が独自に検討したものであり、機械的に組み合わせたものでございます。

なお、天竜川、矢作川の水系間導水、地下水取水、既得水利の合理化・転用につきましては、利水対策案と同様、複合案の対象とはしておりません。

7 ページをお願いいたします。それではダムを含めた14方策について、内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、河川整備計画の設楽ダムでございます。今回の検討において、流水の正常な機能の維持では河川整備計画の目標を、利水では参加継続確認された必要な開発量を確保することとしております。

総概算コストは、利水で約500億円、流水の正常な機能の維持で約1,200億円となっております。

8 ページをお願いいたします。ここからが対策案でございます。

まず対策案 1、河道外貯留施設でございます。この案は、既設の万場調整池と同様の調整池を新設して必要量を確保します。

設置するには相当の用地の買収が必要となります。また、周辺環境への影響等について十分な調査が必要となります。

本案の総概算コストにつきましては、利水で800億円、流水の正常な機能の維持で約3,900億円です。工期につきましては、用地買収を伴うため不確定としております。

9 ページ、対策案 2、ダムの再開発でございます。この案は、豊川流域にある既設の利水ダムの宇連ダム、大島ダムのかさ上げを実施し、必要量を確保する案でございます。

なお、かさ上げにつきましては、地質調査等の技術的な検討や周辺環境への影響等の調査が今後必要となります。また、工事期間中は宇連ダム、大島ダムの機能が一時的に制限を受ける場合がございます。

総概算コストは利水で約700億円、流水の正常な機能の維持で約2,900億円となっております。工期につきましては、施設管理者等との調整が必要となるため不確定としております。

10ページ、対策案 3、天竜川からの水系間導水でございます。この案は、天竜川より新規に導水を実施することによって必要量を確保します。

天竜川については、近年20年間で11回の取水制限が発生しており、新規に導水するには、天竜川の関係河川使用者等との調整が必要となります。

総概算コスト、工期とも、関係者との調整を伴うため不確定としております。

11ページ、対策案 4、矢作川からの水系間導水でございます。この案は、矢作川より新規に導水を実施することによって必要量を確保します。

矢作川は、先ほどの天竜川と同様、近年でも多くの取水制限が実施されており、また導水するには、矢作川の関係河川使用者等との調整が必要となります。

これにつきましても、総概算コスト、工期とも、関係者調整を伴うため不確定としております。

12ページ、対策案 5、地下水取水でございます。この案は、伏流水や河川水に影響を与えないように配慮し、井戸の新設等により必要量を確保します。

地下水取水の現状としまして、豊橋市を含む東三河地域は軟弱地盤である沖積層を擁するとともに、既に相当量が利用されており、塩水化や地盤沈下の発生が危惧されている地域でございます。また、そのような状況を踏まえ、豊橋市さんでは豊橋市地下水保全対策協議会

を設置し、自主的努力によって地下水保全に取り組んでおられます。

総概算コスト、工期とも、関係者調整を伴うため不確定としております。

対策案6、ため池でございます。この案は、既設の平均的な規模のため池を新設して、必要な流量を確保します。1カ所あたりの影響は小さいのですが、目標を達成するためには多数の池が必要となります。

総概算コストは利水が約600億円、流水の正常な機能の維持が約2,700億円です。工期につきましては、用地買収を伴うため不確定としております。

14ページ、対策案7、海水の淡水化でございます。この案は、三河湾臨海部に海水淡水化施設を設置し、必要量を確保します。

なお、流水の正常な機能の維持に関しては、先に送水コスト等を考慮すると現実的ではないとご説明しておりますので、利水の対策案のみの検証対象としております。

概算コストにつきましては約2,100億円、工期につきましては用地買収を伴うため不確定としております。

15ページ、対策案8、既得水利の合理化・転用でございます。対象となる豊川用水の幹線水路につきましては、既に改築中であり、対策が図られております。また、用途別の必要水量につきましても、水利権更新時に適切に審査されております。

総概算コスト、工期につきましては、これも関係者調整を伴うため不確定としております。

対策案9、16ページでございます。ここからが複合案になります。

なお、複合案につきましては、個々の問題は単独案と同じですので、これ以降の説明は組み合わせの紹介と概算事業費、工期のみの説明とさせていただきます。

河道外貯留施設と宇連ダムの再開発の組み合わせです。概算コストは利水で約600億円、流水の正常な機能の維持で約3,600億円となっております。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整を伴うため不確定としております。

17ページ対策案10でございます。河道外貯留施設と大島ダムの再開発の組み合わせでございます。総概算コストは利水が約600億円、流水の正常な機能の維持が約3,700億円です。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整を伴うため不確定としております。

18ページ対策案11でございます。河道外貯留施設と宇連ダム、大島ダムの再開発を組み合わせたものでございます。総概算コストは流水の正常な機能の維持で3,400億円となっております。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整を伴うため不確定としております。

19ページ、対策案12でございます。宇連ダムの再開発とため池の組み合わせでございます。総概算コストは利水が約600億円、流水の正常な機能の維持が約2,700億円となっております。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定としております。

20ページ、対策案13でございます。ダムの再開発、宇連ダム及び大島ダムの再開発とため池の組み合わせでございます。総概算コストは利水が約2,700億円でございます。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定となっております。

21ページ、対策案14でございます。河道外貯留施設と海水淡水化の組み合わせでございます。海水の淡水化が含まれるこの対策案14から対策案16につきましては、最初にご説明したとおり、利水対策案のみの対象としております。総概算コストは約1,200億円でございます。工期につきましては、用地買収が伴うため不確定となっております。

22ページ、対策案15でございます。宇連ダムの再開発と海水淡水化の組み合わせでございます。総概算コストは約1,300億円です。工期につきましては、用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定としております。

23ページ、対策案16でございます。ため池と海水淡水化の組み合わせでございます。総概算コストは約1,200億円でございます。工期につきましては、用地買収を伴うため不確定としております。

24ページから、27ページまででございますけれども、水源林の保全、それから渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用でございますけれども、定量化が困難であるが、すべての代替案の一部として見込む方策として抽出しております。

それから28ページでございます。A3の大きな図面がございますのでそちらを見ていただければと思います。これも前回説明させていただきましたけれども、評価軸と評価の考え方の新規利水の観点からの検討の例でございます。第12回有識者会議で示された評価軸と評価の考え方を示してございます。利水について、いままで説明した14の案につきまして、この考え方に基づいて目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響を評価して実施していきます。

なお、流水の正常な機能の維持につきましては、具体的な評価軸は示されておりませんが、この評価軸や考え方を参考に評価することとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【進行役（河川部長）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 たくさんの代替案を示していただいたので

すが、この中で2～5案に抽出されるに当たりまして、ため池の案などではもう3,000とか4,000という池をつくるという案になっておりますので、水が十分に貯水できる可能性があるのかとか、それからそんな場所があるのかというようなことも十分考えていただきまして、技術的な実現性ですとか、膨大な用地を必要とするわけですので住環境にもかなり大きな影響を及ぼすということなども踏まえまして、十分考慮していただきたいと思います。

【事務局】 そちら辺は十分考慮させていただきまして検討させていただきたいと思います。

【田原市長（鈴木克幸）】 いま貯留施設、ため池等がありましたけれども、全国から見て、この東三河地域というのは農業の生産性が2倍、3倍となったのですよね。ですから、そういった面でいくとやはり農地が減少するなり、そういった政策というのは極めて問題があると思います。それが1点。

それからもう一つは、宇連ダム、大島ダムのかさ上げの話がありますけれども、もともと流域が狭いところですし、川も違いますよね。ただ、やはり安定的な水の供給というのが原点ですので、そういった面からいきますと、宇連ダム、大島ダムをかさ上げしていくというのはやはり適当ではないのではないかと思います。

それから、きょうは治水、利水、それから流水の正常な機能の維持の3点ございましたが、この設楽ダムはまさにこの3つが全部合わさったものですので、そこら辺の全体の見方ですね。治水だけ、あるいは利水だけではなくて、設楽ダムの役割の全体の視点で組み合わせなりを検討していかないと、ちょっと違和感を受けますので、総合的な観点からの絞り込みをぜひお願いしたいと思っています。

それから、気になりますのは、一番根本の基本的な問題です。要は水の安定確保というのは、生活、産業、すべてにかかわる問題で、ほかの要素とは違うと思います。だから、水というのはまさに原点ですので、そういった重みづけ、そういった基本的な考え方がないと、ただ数字的にこうだとか、データでこうだという問題ではないのですね。

例えば農業でももう不安感をいっぱい持っているわけです。そうした中で、これから国を挙げて農業政策を取り組んでいく中で、やはり水というのは原点ですので、その辺りのところは十分押さえて検討していただきたいと思います。ただ、データとか数字とかそういったものではなくて、そういう人間の心理的な面も踏まえまして取り組んでいただきたい。

それから、ただこれは10年、20年ではなくて、水が渇水になってからの対策というのはまた30年、40年かかる事業ですので、水が不足してからでは遅いという観点ですよね。だから安全性、安定性、そういった指標もぜひ頭に置いて総合的に見ていただきたいと思います。

いま農業は、今年も1月からずっとキャベツからブロッコリーから、特に関東平野のほうでは非常に不作になっている。ただ、この地域は、やはり雨水が一番いいのですけれども、豊川用水のおかげで何とか生産量を確保して食料の安定供給に寄与しているわけですので、そういったところもぜひ頭に置いて、ただ淡々と数字的なデータとかそういうものではなくて、総合的に見るようなことも補足してぜひ有識者会議のほうに持ち上げていただきたいと、このように思います。

【事務局】 貴重なご意見をありがとうございます。

先ほどいただいたご意見を参考にしながら、きちんと検討させていただきたいと思います。

【進行役（河川部長）】 先ほども治水のところで申し上げたのですが、今回この資料の28ページのところに同じように評価軸と評価の考え方ということで、評価軸毎細かい考え方、細分化したものがあります。いま田原市さんのおっしゃられた各ポイント、これをこの評価軸のさらに評価の考え方の最初のところでしっかりと押さえながら検討していきたいと思っております。

【豊橋市副市長（野崎智文）】 まず、前提を2点ほど教えていただきたいと思います。まず1点目として、いま利水と流水の正常な機能の維持のご説明をいただきましたが、その前に治水のご説明がありました。それぞれ内容が全く違う手法ですから、治水の目的は前半のことで、それから利水や流水のことは後半のことで、それぞれ前半部分と後半部分をセットで考えていく、こういうことでよろしいですか。

【事務局】 いまのご質問は、要は治水洪水調節と、それから新規利水と不特定というか、流水の正常な機能の維持をセットで合わせてということでしょうか。

先ほど田原市さんからも同じようなご質問があったかと思うんですけれども、今回の検証はそれぞれ目的別にまず対策案を立案させていただくことになっておりまして、それぞれ目的別に対策案として適切なものを出して、それを2～5案に絞りまして検討していく。

その後、最終的には総合的な評価ということになりまして、この目的別にそれぞれにやった評価を踏まえて総合的にやることになっておりますので、もう少し先の段階になるかと思いますが、そういう評価をしていくことになると思います。

【豊橋市副市長（野崎智文）】 それともう1点ですが、例えば15ページの対策案8ですけれども、これを拝見しますと、例えば老朽化などの対策はもう図られているので、それについてはもう効率化する面がまずない。あるいは必要流量についても適切に審査されているので、要はこの対策案8については実現性というのは余り感じられないのですが、そういう案

も含めて手法としてあるというものを並べたのがこれだと考えてよろしいですか。

【事務局】 はい、そういうことであります。

【豊橋市副市長（野崎智文）】 その2つの話を伺って思いましたのは、例えば洪水を最大限、案によってはある程度守ろうと。一方で、利水というと利用という言葉に聞こえますが、これはリスクへの問題だと思います。トータル量が足りている、足りていないだけではなくて、いざとなったときに水がないでは成り立たない農業、園芸農家もあります。そういうところに関して、本当にそれぞれの対策案というのは、それぞれのプロフェッショナルがいろいろ考えられたのでしょうけれども、実現性はともかくとして、まず並べてみましたというのもあると思います。

先ほどの、治水のところに戻ってはいけないのかもしれませんが、浸透性を持たせれば水はしみ込むという論理はそのとおりでしょうけれども、私は山が崩れる現場、台風常襲地帯で仕事をしていて、最初は時間雨量50ミリの雨でも1時間くらいまでなら水を吸収できる山がある。けれども、そこまでが限度です。そこを超えたらあとは流れ出るだけです。

このため、論理として合っている、本当に水を吸収できるのですかということとはきちんとやっていたかしないと、単にそうですねという言葉だけ、ロジックだけで同等に扱うべきものなのかどうかというのは、実際に現場を見てきた者としてはどうなのかなということがあります。それを、例えばダムについて言えば、上流域の方々の、長い間のご労苦を胸に刻み、選択されてきたのがいまの案、現状案ではなかったのかということも思います。

先ほどリスクと申し上げましたけれども、例えば10年に1回の渇水、あるいは30年、40年に1回の洪水といったときによく勘違いされるのですが、10年ごとに起こる、あるいは30年に1回起こってまた次の30年に発生するものではない。自然というのは人間が都合よく考えるほど規則的ではないし、例えば100年間何も起こらなくて立て続けに10年間、1年ごとに起こるというのも10分の1ですよ。そういったことに備える。

危機管理の先生が「安きにあって危うきを忘れず、安定の中でいかに危機の状態を考えることができるか、それが備えあれば憂いなしということなのだよ」とおっしゃっていました。

利水というのはまさにその水の資源のリスク、驚異に対することなのかなということもぜひ念頭に置いて考えていただきたいと思います。

【事務局】 いろいろいただきましたご意見を参考にまたやっていきたいと思います。

ただ、対策案の中には、先ほどのお話もありましたように、効果として明確であるもの、それから小さいもの、いろいろあろうかと思いますが、できるだけ幅広にということで今回

ご提案させていただいて、これに対してまた皆様からご意見、パブリックコメントをいただ
いて絞り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【進行役（河川部長）】 ほかにご意見ありますか。

それでは、8番目の「パブリックコメントについて」、ご説明させていただきます。また、
後ほど全体につきましてご意見をいただければと思っております。

では、事務局のほうから「パブリックコメントについて」、説明をお願いいたします。

8. パブリックコメントについて

【事務局】 資料－6でございます。「パブリックコメントについて」ということでご説明
をさせていただきたいと思えます。

もうこれまでの中で、構成員の皆様方からもういろいろとご意見をいただいているところ
ではございますが、こちらの「パブリックコメント(案)」と書いてあるものが資料になりま
す。こちらにつきましては、ホームページへの掲載、それから記者への投げ込みということ
で考えている案になっております。

このたび、第2回の検討の場というのを開催いたしまして、目的別に複数の対策案を提示
させていただいたところでございます。ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目では、検
討の過程において主要な段階でパブリックコメントを行って広く意見を募集するということ
になっているところでございます。

そういう中で、今後の検討の参考とさせていただくということで、意見募集要領案、ここ
に書いてある案のとおり広く意見を募集するということを考えております。

意見を募集する内容といたしましては、ここに書いてありますとおり、まず1つ目といた
しまして、治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について意見を募集
するということでございます。ダム検証に係る検討では幅広い方策を検討するということが
求められておりまして、今回立案しました対策案以外に、豊川において具体的対策案の提案
を募集していくということが1つ目でございます。

2つ目でございますが、治水・利水・流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意
見について募集していきたいと考えております。今回立案しました複数の対策案の実現性と
か具体性、それから地域社会とか環境への影響等、さまざまな観点から想定される問題点と
か考慮する点、それから豊川流域の特性を考慮してさらに評価すべき点などについて、広く
ご意見を募集したいと考えているところでございます。

こういった点に意見募集を行うと、先ほど構成員の方々からご指摘いただいたことについてもご意見をいただけるのではないかというふうには考えております。

内容につきましてこの段階でご確認いただきまして、よろしければパブリックコメントということで、予定といたしましては、2月16日記者投げ込みをした上で17日から1カ月間、2月17日から3月18日までの間で広くパブリックコメントを実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【進行役（河川部長）】 いまご説明いたしましたパブリックコメントの方法、内容、それから全体につきましても結構でございますので、ご意見、ご質問等をいただければと思います。

よろしゅうございますか。それでは、全体の議事を終了させていただきます。

最後の議事になりますが、その他につきまして、事務局からご説明いたします。

9. その他

【事務局】 本日はどうもありがとうございました。

次回の検討の場の関係でございますけれども、パブリックコメントが取りまとまった段階で開催したいと考えております。明確な時期につきましては、ちょっと現時点では周知できないのですが、今後、関係市町との日程調整を行った上で第3回の検討の場を開催していきたいと考えております。

また、本会議の資料につきましては、近日中にホームページにアップさせていただくということで考えているところでございます。

以上です。

【進行役（河川部長）】 それでは、次回の日程調整につきましては、また事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事につきましてすべて終了させていただきますが、皆様方におかれましては、闊達なご意見、円滑な議事運営につきましてご協力いただきましてありがとうございました。

【豊川水系対策本部副本部長（森 正比古）】 くどいようですが、検証の結果につきまして、平成24年度の予算に反映させていただくためにも今年の夏ごろまでに検討の場の対応、原案のほうを決定していただくようお願いをしたい。まず早期に結論が出ますように

検証を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

【事務局】 できるだけこの検証は速やかに進めたいと考えております。また、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、大変皆様お疲れさまでございました。おかげさまでもちまして順調に第2回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を終了させていただくことができました。

本日は本当にありがとうございました。